

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和6年7月31日付、保医発0731第3号、令和6年8月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

◎新たに保険収載された検査項目

検査項目名	実施料
アスペルギルスIgG抗体	390点
算定区分	
区分番号「D012」感染症免疫学的検査【免疫学的検査 144点】	

D012 感染症免疫学的検査

(60) アスペルギルスIgG抗体は、ELISA法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、390点を算定する。
なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

※弊社受託未定

◎保険適用の条件が追加された検査項目

検査項目名	実施料
(1→3)-β-D-グルカン	195点
算定区分	
区分番号「D012」感染症免疫学的検査【免疫学的検査 144点】	

D012 感染症免疫学的検査

(1)～(37) (略)

(38) 「42」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、アスペルギルスIgG抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(39)～(59) (略)

※下線の条件が追加されました。

※弊社受託中

弊社受託項目コード: 444 (1→3)-β-D-グルカン